



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年4月24日（金） 第10391号

目次

	ページ
告 示	
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	2
公 告	
○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課）	2
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	2
○開発工事の完了（建築課）	3
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	3
労働委員会告示	
○あっせん員候補者	3
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（警察本部会計課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 太田都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 太田市の区域の一部及び大泉町の全域。なお、太田市新田大町、新田村田町、新田小金井町、東今泉町、新田下江田町、安養寺町、世良田町、粕川町及び出塚町の各一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課及び大泉町都市建設部都市整備課

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、太田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和8年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の太田農業振興地域は、太田市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和8年群馬県告示第133号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成17年3月27日現在の太田市の区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川及び渡良瀬川の河川区域
- 3 昭和32年建設省告示第775号による都市計画法第11条第1項第2号の規定による太田都市計画公園第1号公園（東山公園）及び第2号公園（西山公園）の区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画道路 3・2・50号 本町江木線
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年4月7日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年4月24日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上之手1811-14、1811-15	藤岡市立石1401番地 高田拓海
2	邑楽郡板倉町大字西岡字前原329-1、330、331-3、332-1、332-4、334-1、335-4	邑楽郡板倉町大字西岡1383番地 有限会社キング 代表取締役 中島敬一

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第34号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月24日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野 清明

表1の項中「公立碓氷病院」を「安中市立碓氷病院」に改める。

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

令和8年4月24日

群馬県労働委員会会長 新井 博

氏名	現職及び略歴	委嘱年月日
新井 博	公益委員（会長） 弁護士	平成21年3月26日
小暮 俊子	公益委員（会長代理） 弁護士	平成21年3月26日
大河原真美	公益委員 高崎経済大学名誉教授	平成23年3月30日
小磯 正康	公益委員 弁護士	平成27年4月2日
齋藤 周	公益委員 群馬大学名誉教授	令和5年4月13日
高草木 悟	労働者委員 群馬県電力関連産業労働組合総連合会長	平成28年4月15日

山村 康郎	労働者委員 JAM北関東群馬県連絡会会長	令和元年11月28日
蒲原 清天	労働者委員 UAゼンセン群馬県支部支部長	令和6年2月22日
熊井 和子	労働者委員 群馬県教職員組合 書記	令和7年4月24日
関根 悟	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会会長	令和8年3月26日
八木 議廣	使用者委員 八木工業株式会社代表取締役社長	平成26年9月25日
岡部 洋行	使用者委員 富士精螺株式会社代表取締役社長	平成29年4月4日
五十嵐亮二	使用者委員 一般社団法人群馬県経営者協会専務理事	平成31年4月2日
菊地 良之	使用者委員 三立応用化工株式会社専務取締役	令和3年4月8日
池島 美穂	使用者委員 パッケージ池島株式会社代表取締役	令和7年4月24日
田村 悟	労働委員会事務局長	令和8年4月9日
吉田 哲久	労働委員会事務局管理課長	令和6年4月11日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年4月24日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 勤怠管理システム導入事業 一式
- (2) 借入件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和9年2月1日（月）から令和14年1月31日（土）まで
- (4) 借入場所 群馬県警察本部等
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された各項目金額の合計額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年5月21日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年6月

4日（木）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者は、この限りでない。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214～2216
- (2) 入札説明書の交付方法 令和8年4月24日（金）から同年5月14日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する導入予定機器等一覧表、入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年6月11日（木）までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限

(ア) 導入予定機器等一覧表 令和8年5月14日（木）午後5時まで

(イ) 入札参加資格確認申請書及び資料 令和8年6月4日（木）午後5時まで

受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。申請書等の詳細にあつては、入札説明書による。

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「勤怠管理システム導入事業導入予定機器等一覧表在中」又は「勤怠管理システム導入事業入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年6月29日（月）午前9時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階 入札室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月26日（金）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「勤怠管理システム導入事業入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: MARUYAMA Jun, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Lease of Attendance Management System Implementation Project 1 set

(3) Lease period: From February 1, 2027 through January 31, 2032

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Police Headquarters, etc.

(5) Bidding deadline: June 29, 2026 at 9:30 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than June 26, 2026 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext.2214 to 2216) (Japanese language only)